

静岡県産業廃棄物の適正な処理に関する条例（平成19年静岡県条例第32号）第20条第1項の規定に基づく事業計画書の提出があったので、同条第2項の規定により公告し、次のとおり公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画書について生活環境の保全上の見地からの意見を有する者は、令和7年6月23日までに、当該意見を記載した意見書を知事に提出することができる。

令和7年5月9日

静岡県知事 鈴木 康 友

- 1 処理施設設置予定者等の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）  
有限会社愛宕産業 代表取締役 木村 敏之  
静岡県駿東郡長泉町上長窪507番地の32
- 2 産業廃棄物処理施設等の種類  
廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号ロ 安定型最終処分場
- 3 産業廃棄物処理施設等において処理する産業廃棄物の種類  
廃プラスチック類（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
金属くず  
ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず（石綿含有産業廃棄物を含む。）  
がれき類（石綿含有産業廃棄物を含む。）
- 4 産業廃棄物処理施設等の設置場所  
静岡県駿東郡長泉町上長窪字柏窪507番32 外1筆
- 5 縦覧の場所  
静岡県くらし・環境部環境局廃棄物リサイクル課（〒420-8601 静岡市葵区追手町9番6号）  
静岡県東部健康福祉センター廃棄物課（〒410-8543 沼津市高島本町1番地の3）
- 6 縦覧の期間及び時間  
令和7年5月9日から令和7年6月9日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に定める休日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後5時までとする。
- 7 意見書に記載すべき事項
  - (1) 生活環境の保全上の見地からの意見
  - (2) 意見書提出者の氏名、住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び電話番号
  - (3) 事業計画書提出者の氏名（法人にあっては、その名称）並びに産業廃棄物処理施設等の種類及び設置場所
- 8 意見書の提出方法及び提出先
  - (1) 提出方法 持参又は郵送（意見書提出期限終了日の消印有効）とする。
  - (2) 提出先 縦覧場所と同じ。